

平成28年度

第17回大分県教育委員会 議事録

日 時 平成28年11月22日(火)  
開会14時35分 閉会15時01分

場 所 教育委員室

平成 2 8 年度  
第 1 7 回大分県教育委員会

**【議 事】**

( 1 ) 議 案

第 1 号議案 平成 2 8 年第 4 回定例県議会議案に対する教育委員会の  
意見について

第 2 号議案 教職員の懲戒処分について

第 3 号議案 教育庁の管理職人事について

( 2 ) 報 告

平成 2 8 年度高校生ものづくりコンテスト全国大会の結果について

( 3 ) 協 議

大分県スポーツ推進審議会委員の委嘱について

( 4 ) その他

## 【内 容】

### 1 出席者

委 員	教育長	工 藤 利 明
	委員	林 浩 昭
	委員	岩 崎 哲 朗
	委員	松 田 順 子
	委員	首 藤 照 美
	委員	高 橋 幹 雄

欠席委員なし

事務局	教育次長	宮 迫 敏 郎
	教育次長	岩 武 茂 代
	教育次長	木 津 博 文
	参事監兼教育財務課長	森 崎 純 次
	教育改革・企画課長	能 見 駿一郎
	教育人事課長	藤 本 哲 弘
	福利課長	中 村 均 子
	義務教育課学力向上支援班参事（総括）	内 海 真理子
	生徒指導推進室長	樋 口 哲 司
	特別支援教育課長	後 藤 みゆき
	高校教育課高校改革推進班参事（総括）	奥 田 宏
	社会教育課長	曾根崎 靖
	文化課長	佐 藤 晃 洋
	体育保健課長	井 上 倫 明
	屋内スポーツ施設建設推進室長	山 上 啓 輔
	教育改革・企画課主幹	伊 藤 功 二
	教育改革・企画課主査	石 丸 一 輝

### 2 傍聴人

3 名

## 開会・点呼

(工藤教育長)

それでは、委員の出席確認をいたします。  
本日は、全委員が出席です。

ただいまから平成28年度 第17回教育委員会会議を開きます。

## 署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名委員でございますが、林職務代理者をお願いしたいと思います。

## 会期の決定

(工藤教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。  
会議の終了は15時05分を予定しています。  
よろしく申し上げます。

## 議 事

(工藤教育長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

第2号議案、第3号議案及び協議の については、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは、第2号議案、第3号議案及び協議の については、非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行います。

## 【議 案】

第1号議案 平成28年第4回定例県議会議案に対する教育委員会の意見  
について

(工藤教育長)

それでは、第1号議案「平成28年第4回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について」提案しますので、教育改革・企画課長から説明いたします。

(能見教育改革・企画課長)

第1号議案「平成28年第4回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について」説明いたします。

資料の3ページをお開きください。地教行法第29条の規定に基づきまして、知事から11月25日に開会いたします平成28年第4回定例県議会に提出予定の議案のうち、教育委員会関係分として、中ほどの議案名にございます「平成28年度大分県一般会計補正予算(第5号)関係部分」以下6本の議案につきまして、教育委員会の意見を求められましたので、2ページにあります案のとおり異議がない旨を回答したいので提案させていただくものでございます。

お手元に議案を配付しておりますが、説明は教育委員会資料により順次担当課長から行いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(森崎参事監兼教育財務課長)

「平成28年度大分県一般会計補正予算(第5号)関係部分」について説明いたします。

資料の4ページをお開きください。表の一番下、2重線で囲んでおりますが、今回の教育委員会の補正予算額は、右から2列目の欄にござい

ますとおり4,846万円の減額です。

資料の5ページをお開きください。補正予算を計上している事業は「スクールバス整備事業費」です。内容は臼杵支援学校のスクールバス2台を更新するものです。補正の理由といたしましては、東京オリンピックや訪日観光客の増加等によりバス需要が高まっており、生産が追いつかず、納入までに18月から24月かかり、年度内の納入が困難であることが明らかになりました。そのため、既決予算の全額を減額し、新たに平成30年度までの債務負担行為を設定したいと考えております。

以上でございます。

(藤本教育人事課長)

「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」説明いたします。

資料の6ページをお開きください。「1 条例改正の背景」に記載しておりますが、平成29年度以降に国民文化祭や全国障害者芸術・文化祭、ラグビーワールドカップ2019等により、一時的かつ大規模な行政需要が見込まれることから、平成29年4月1日以降の採用を可能とするために、今回改正するものです。

「2 制度の概要」としましては、平成16年に地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部改正が行われ、3年を越えない範囲で任期を定めた職員の採用が可能となりましたが、大分県においては改正をしていませんでした。その理由としましては、行革プランの期間中で、大規模な行政需要が見込まれなかったためでございます。今回は、表の右側の太線で囲まれておりますように、この部分を追加改正するものでございます。

併せまして、「3(7)」のように関係条例の整備として、学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の改正を行うものでございます。

施行期日は公布の日としています。

続きまして、資料の7ページをご覧ください。「職員の退職手当に関する条例の一部改正について」でございます。

冒頭にありますように、雇用保険法が改正され、公布が平成28年3月31日、施行が平成29年1月1日でございます。これに併せまして、雇用保険法に準じた制度である本県の条例の失業者の退職手当制度についての規定の整備を行うものです。

今回の改正の内容につきましては、「1(1)」と「(2)」にありますように、高年齢求職者給付金の拡充と求職活動支援費の新設をするものでございます。高年齢求職者給付金の拡充は、これまでは県に65歳以前から引き続いて雇用されている者のみが支給対象であった要件を廃止し、65歳以降に新規雇用された者についても支給対象とするものでござ

ざいます。

施行期日は、改正雇用保険法の施行日に合わせ、平成29年1月1日としています。

以上でございます。

(森崎参事監兼教育財務課長)

「大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について」説明いたします。

資料の8ページをご覧ください。「1 改正の内容」ですが、大分県立津久見高等学校海洋科学学校を廃止し、大分県立海洋科学高等学校を新たに設置するもの及び大分県立別府青山高等学校、大分県立別府羽室台高等学校を廃止するものです。

「2 改正の理由」ですが、「(1)」については、本県の海洋関連産業の担い手育成や香川県との実習船の共同運航など、本県の水産・海洋教育を取り巻く大きな状況の変化に対応するため、海洋科学学校を廃止し、県立海洋科学高等学校を設置するものです。「(2)」については、「高校改革推進計画」に基づき、平成27年4月に大分県立別府翔青高等学校を開校したことから、別府青山高等学校及び別府羽室台高等学校は平成27年度から生徒募集を停止しました。平成26年度以前に入学した生徒が29年3月に卒業するため、両校を廃止するものです。

「3 施行期日」ですけれども、大分県立海洋科学高等学校の設置は平成29年1月1日、大分県立別府青山高等学校、大分県立別府羽室台高等学校及び大分県立津久見高等学校海洋科学学校の廃止は平成29年4月1日といたしております。

以上でございます。

(藤本教育人事課長)

続きまして、9ページをご覧ください。大分県立学校の設置に関する条例の一部改正に伴う学校職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正でございます。

先ほどの県立学校設置条例の一部改正によりまして、今年度末をもって大分県立津久見高等学校海洋科学学校を廃止し、大分県立海洋科学高等学校を設置することに伴い、規定を整備するものです。

「2 改正の内容」につきましては、実習船における指導業務に係る手当を定めた規定中、名称を変更するものでございます。

施行期日は平成29年4月1日としています。

以上でございます。

(曾根崎社会教育課長)

「大分県社会教育総合センターの設置及び管理に関する条例等の一部

改正ついて」説明いたします。

資料の10ページをご覧ください。「1 改正理由」につきましては、市町村や民間における社会教育に係る学習の機会の充実を踏まえ、大分県立社会教育総合センターを廃止し、その主要な業務を大分県立図書館へ移管するとともに、センターに属する青少年の家を「大分県立青少年の家」に改編するものです。

「2 目的・経緯等」の「(3)」にありますように、センターが担っていた機能につきましては、大分県立図書館に研修や講座の実施、学習相談等の機能を加え、地域の発展を支える「知の拠点」として充実するとともに、香々地、九重両青少年の家は引き続き学校教育と連携しながら体験活動の充実を図ります。

「3 改正の内容」につきましては、センターの廃止に伴い題名、目的、施設の名称、位置、事業を改めるとともに、センター業務の一部を県立図書館に移管することから、県立図書館の設置及び管理に関する条例についても一部改正します。また、使用料及び手数料条例につきましても関連する部分を改正します。

以上でございます。

(佐藤文化課長)

「大分県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例の制定について」説明いたします。

資料の11ページをご覧ください。「1 制定理由」としましては、現在の埋蔵文化財センターが老朽化し、資料の収蔵等に困難が生じていることから、旧芸術会館を改修し移転することとしております。移転後の施設は立地条件や広大な展示面積から、多くの県民の利用に供することができるため、地方自治法第244条第1項の「公の施設」とするものです。

併せて、「2 経緯等」の「(3)」にありますように、現在の地方機関の位置づけから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の「教育機関」として整理するものです。

「3 今後の予定」につきましては、施行期日は平成29年4月1日としております。平成29年1月には休館日や開館時間等の具体的な利用方法についてパブリックコメントを実施し、それを踏まえ、関係規程の整備を3月の教育委員会会議に諮るよう考えております。

以上でございます。

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。



(工藤教育長)

ございませんでしょうか。

それでは、第1号議案の承認についてお諮りいたします。第1号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

## 【報 告】

平成28年度高校生ものづくりコンテスト全国大会の結果について

(工藤教育長)

それでは、報告第1号「平成28年度高校生ものづくりコンテスト全国大会の結果について」奥田高校教育課高校改革推進班参事から報告いたします。

(奥田高校教育課高校改革推進班参事(総括))

報告第1号「平成28年度高校生ものづくりコンテスト全国大会の結果について」報告いたします。

今回の全国大会は、11月13日に北海道の札幌市内の工業高校等を会場に実施されました。本県からは、7月に実施された九州大会で最優秀を獲得した「電子回路組立」と「化学分析」の2部門が九州地区代表として出場しました。

資料2ページをご覧ください。まず、競技の概要を説明します。「電子回路組立」部門は出題された課題に基づいて、入力回路の設計・製作を行い、出力回路に設置されているスピーカやモータなどを課題の条件に従い作動させるプログラムを作成する競技であり、プログラミング技術や組立技術、設計力を競います。「化学分析」部門は試料水中に含まれるカルシウムとマグネシウムの含有量を測定するため、測定用の標準溶液を調製し、メスフラスコなどのガラス器具を用いて滴定を行い、溶液の色変化を確認しながら含有量を計算する競技であり、測定結果の精度や技術度を競います。いずれの競技も、競技時間は2時間30分です。

資料1ページをご覧ください。「電子回路組立」部門に出場した鶴崎工業高等学校の3年生宮崎恭寛君が最優秀賞に輝きました。「電子回路組立」部門については、鶴崎工業高校が3年連続の全国制覇を成し遂げ

ました。また、「化学分析」部門に出場した大分工業高等学校の2年生  
兒玉ひかりさんが3位になりました。今回、最優秀賞を獲得した宮崎恭  
寛君については、11月24日に県賞詞を授与される予定となっています。

以上でございます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある  
方はお願いします。

(林職務代理者)

今回、報告があった以外の電気工事や木材加工などの部門は九州大会  
で優勝できなかったため、全国大会には出場しなかったということでは  
か。

(奥田高校教育課高校改革推進班参事(総括))

はい、そうです。

(工藤教育長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行いますが、その前に、  
公開でその他、何かございますか。

では、先に非公開と決定しました議事を行いますので、関係課室長の  
み入室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

(関係課以外及び傍聴人退出)

## 【協 議】

大分県スポーツ推進審議会委員の委嘱について

(工藤教育長)

それでは、協議の「大分県スポーツ推進審議会委員の委嘱について」  
井上体育保健課長から説明いたします。

(説 明)

(工藤教育長)

ご質問・ご意見のある方はお願いします。

( 質疑・意見等 )

( 工藤教育長 )

それでは、今回の内容で進めていきたいと思います。

## 【議案】

### 第2号議案 教職員の懲戒処分について

( 工藤教育長 )

それでは、第2号議案「教職員の懲戒処分について」提案しますので、藤本教育人事課長から説明いたします。

( 説 明 )

( 工藤教育長 )

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

( 質疑・意見等 )

( 工藤教育長 )

それでは、第2号議案の承認についてお諮りいたします。第2号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

( 採 決 )

( 工藤教育長 )

第2号議案については、提案どおり承認します。

### 第3号議案 教育庁の管理職人事について

( 工藤教育長 )

第3号議案の審議に先立ち、同議案の記録及び会議録の扱いについて、はじめにお諮りします。

大分県教育委員会会議規則第14条第2項の規定では、「議事録中議

事に関する部分は、要領筆記によって記録するものとする。ただし、教育長は、委員の同意を得て、記録する必要のない事項については、これを除くことができる」となっています。

第3号議案の議事は、職員の人事異動に関することですので、これを記録することは適当でないと考えます。従って、同条同項のただし書きを適用して、記録する必要のない事項としたいので、委員の同意を求めます。

賛成の委員は挙手をお願いします。

( 挙 手 )

委員の同意を得ましたので、そのように取り扱います。

では、ただ今から、第3号議案の審議を始めますが、本議案の審議に必要な職員のみ在室を認めます。記録をする職員及びその他の職員は退出してください。

( 工藤教育長 )

それでは、最後にその他、何かございませんか。

ないようですので、これで平成28年度第17回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。

# 平成28年度第17回大分県教育委員会会議次第

日時 平成28年11月22日(火)

14:30~15:05

場所 教育委員室

## 1 開 会

## 2 署名委員の指名

## 3 議 題

### (1) 議 案

第1号議案 平成28年第4回定例県議会議案に対する教育委員会の意見  
について

第2号議案 教職員の懲戒処分について

第3号議案 教育庁の管理職人事について

### (2) 報 告

平成28年度高校生ものづくりコンテスト全国大会の結果について

### (3) 協 議

大分県スポーツ推進審議会委員の委嘱について

### (4) その他

## 4 閉 会

第一号議案

平成二十八年第四回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十九条の規定により、知事から平成二十八年第四回定例県議会に提出予定の議案のうち、本委員会関係分について意見を求められたので、別紙（案）のとおり回答する。

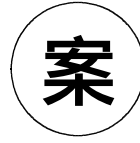
平成二十八年十一月二十二日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

提案理由

知事から照会のあった平成二十八年第四回定例県議会に提出予定の議案のうち、本委員会関係分について、別紙（案）のとおり回答したいので提案する。

教委教改第 号  
平成 2 8 年 1 1 月 日



大分県知事 広 瀬 勝 貞 殿

大分県教育委員会  
教育長 工 藤 利 明

議案に対する教育委員会の意見について（回答）

平成 2 8 年 1 1 月 1 8 日付け財第 3 5 1 号で照会のあった上記のことについて、下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに異議ありません。



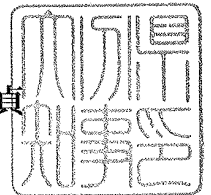
財 第 3 5 1 号

平成28年11月18日

大分県教育委員会

教育長 工藤利明 殿

大分県知事 広瀬勝貞



議案に対する教育委員会の意見について（照会）

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

## 記

### 1 議案名

- ・平成28年度大分県一般会計補正予算（第5号）関係部分
- ・一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- ・職員の退職手当に関する条例の一部改正について
- ・大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について
- ・大分県立社会教育総合センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- ・大分県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例の制定について

### 2 議案提出県議会

平成28年第4回定例県議会



## 平成 28 年度大分県一般会計補正予算(第 5 号)について

## 平成 28 年度 11 月補正予算 歳出(教育委員会)

(単位:千円)

款	項	既決予算額	補正予算額	計
10	教育費	121,748,461	48,460	121,700,001
	教育総務費	11,074,929	0	11,074,929
	1 (うち福祉保健部 ・生活環境部所管)	6,301,057		6,301,057
	(うち教育委員会所管)	4,773,872		4,773,872
	2 小学校費	41,377,651		41,377,651
	3 中学校費	24,920,798		24,920,798
	4 高等学校費	29,177,245		29,177,245
	5 特別支援教育費	9,864,278	48,460	9,815,818
	6 大学費 (企画振興部 ・福祉保健部所管)	1,540,675		1,540,675
	7 社会教育費	2,500,422		2,500,422
	8 保健体育費	1,292,463		1,292,463
11	災害復旧費 3 県立学校施設 災害復旧費	56,914		56,914
教育委員会所管分計( - - + )		113,963,643	48,460	113,915,183

## 教育財務課

## 平成 2 8 年度大分県一般会計補正予算 ( 1 1 月補正予算 ) について

## 1 事業について

事業名	既決予算額	事業概要
スクールバス整備事業費	48,460千円	スクールバスの整備(更新) ・臼杵支援学校 2台

## 2 補正予算について

補正予算の内容	金額 (期間)	補正理由
既決予算の全額を減額	48,460千円	東京オリンピックや訪日観光客の増加等によるバス需要の高まりにより、スクールバスの納入が発注から18月から24月を要する状況となっていることから、既決予算の全額を減額し、新たに平成30年度までの債務負担行為を設定する。
新たに債務負担行為を設定	48,460千円 (H28~H30)	

# 「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」の改正について

## 1 条例改正の背景

一時的かつ大規模な行政需要（国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭、ラグビーワールドカップ 2019 等）が平成 29 年度以降に見込まれることから、平成 28 年度中に職員採用選考を実施し、平成 29 年 4 月 1 日以降の採用を可能とするため、今回改正するもの。

根拠となる地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）は平成 16 年に改正されているが、当県では行財政改革プラン期間中（H16～20 年度）であり、大規模な行政需要等が見込まれなかったため、当時は改正を見送っている。

## 2 制度概要

条例制定済			条例改正が必要 (法第4条部分の追加)
類型	法第3条（特定任期付職員）	法第3条（一般任期付職員）	法第4条（任期付職員）
概要	高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を一定の期間活用することが特に必要とされる場合	専門的な知識経験を有する者を期間を限って業務に従事させる必要がある場合	次に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが <b>公務の能率の運営</b> を確保するために必要である場合
本県の状況	任用実績なし	H28～ 防災危機対策監(自衛官OB) H20～H21 児童自立支援専門員 (県社会福祉事業団)	-
要件 想定されるケース	<b>I 高度の専門的な知識経験</b> <想定ケース> ・公認会計士 (財務状況の分析・健全化等) ・弁護士(訴訟施策の企画立案等) ・大学教員 (政策法務担当部門の強化等)  <b>II 優れた識見</b> <想定ケース> ・民間企業役員 (時々の政策課題に係る施策や長期総合計画の立案等)	<b>I 専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、一定期間通任の職員を部内で確保しがたい場合</b> <想定ケース> ・国際会議の開催準備等、大規模イベントの運営等に習熟した者  <b>II 急速に進歩する技術等、その性質上、専門的な知識経験を有効に活用できる期間が限られる場合</b> <想定ケース> ・システムエンジニア等、情報技術に関する専門知識を有する者  <b>III その他条例で定める場合（公務外での実務経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を直接反映させる業務に従事させる場合）</b>	<b>I 一定の期間内に終了することが見込まれる業務</b>  <b>II 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務</b>  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <b>法第5条 (任期付短時間勤務職員)</b>             ※法4条の場合において短時間勤務も採用可能         </div>
任期	5年以内		3年以内(特別の場合5年)
給料	国に準じて特別な給料表を設定	任期の定めのない一般の職員と同じ給料表を適用	

## 3 条例改正概要（法律による委任事項に関する規定の整備） 法律の規定に則して制度の整備を図るもの。

- (1) 任期付職員採用の拡大（第3条）  
法第4条の場合に任期付職員の採用を可能とする規定
- (2) 任期付短時間勤務職員の採用（第4条）  
法第5条の場合に任期付短時間勤務職員の採用を可能とする規定
- (3) 任期の特例（第5条）  
法第4条及び第5条の場合において5年の任期を設定できる場合の規定
- (4) 任期の更新（第6条）  
法第3条、第4条及び第5条の場合において任期の更新ができる場合の規定
- (5) 給与の特例（第8条）  
法第5条の場合において給与の特例を定める規定
- (6) その他条例整備  
条ずれ、法律等引用部分の法律条ずれ対応
- (7) 関係条例整備  
職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例  
学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（教育人事課）等

## 4 条例施行期日 公布の日

# 職員の退職手当に関する条例の一部改正について

改正雇用保険法（公布：H28.3.31 施行：H29.1.1）

（主な改正内容）

高齢者の再就職の促進を図るため、65歳以降に雇用された者を、雇用保険の適用対象とし、離職して求職活動をする場合に『高年齢求職者給付金』を支給  
 [ (役員を除く)65歳以上の雇用者数：H14 153万人 H26 320万人 ]  
 雇用保険の『求職活動支援費』の新設

等

## 【失業者の退職手当制度】（条例第10条） 雇用保険法に準じた制度

「退職時に支給された退職手当(A)」が「雇用保険法の失業等給付相当額【高年齢求職者給付金等】(B)」に満たず、かつ退職後に求職活動をする場合は、その「差額分(B - A)を失業者の退職手当」として支給。支給は原則として退職日から1年以内に限る。

退職時の退職手当(A)	失業者の退職手当(B - A)
雇用保険法の失業等給付相当額【高年齢求職者給付金等】(B)	

## 1 改正の内容

(1)補足:公務員の場合は、一般的な定年は60歳であること、また、退職手当が高年齢求職者給付金を上回ることから支給されるケースはほとんど想定されない。(過去の支給実績なし)

### (1) 『高年齢求職者給付金』の拡充

『高年齢求職者給付金』に相当する手当 65歳以降に新規雇用された者を支給対象とする。  
 『就職促進給付』に相当する手当 の受給者を支給対象とする。

[現行]

要件：県に65歳以前から引き続いて雇用されている者のみが支給対象  
 ( の受給者は支給対象外 )

[改正後]

「継続雇用」要件を廃止(65歳以降に新規雇用された者を支給対象とする。) (第10条第5・6項)  
の受給者については新たに『就職促進給付』の支給対象にする。 (第10条第11・15項)

【就職促進給付】・・・就業促進手当(早期に再就職した場合などに支給)  
 移転費(公共職業安定所の指示により住居の移転が必要な場合に交通費等を支給)  
 広域求職活動費(公共職業安定所の紹介で遠隔地で求職活動をする際に交通費を支給)

### (2) 『求職活動支援費』の新設

現行の「広域求職活動費」の内容を拡充し、名称を『求職活動支援費』とする。(第10条第11・15項)

[現行]

#### 広域求職活動費

受給資格者が公共職業安定所の紹介により遠隔地(往復300km以上)の求職活動をする場合に交通費を支給  
 (制度なし)

[改正後]

#### 求職活動支援費

(往復200km以上)に緩和  
面接に際して子どもの一時預かりを利用する場合の費用についても支給対象とする(新規)

## 2 施行期日

平成29年1月1日(改正雇用保険法の施行日)

## 大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について

### 1 改正の内容

- (1) 設置条例別表の高等学校の部に、大分県立海洋科学高等学校の項を加え、大分県立津久見高等学校海洋科学学校の項を削る。
- (2) 設置条例別表の高等学校の部の大分県立別府青山高等学校及び大分県立別府羽室台高等学校の項を削る。

### 2 改正の理由

- (1) 県立津久見高等学校海洋科学学校は、「高校改革推進計画 後期再編整備計画」に基づき、平成 24 年 4 月 1 日から県立津久見高等学校の分校として設置された。分校として設置することを計画した平成 20 年当時と比べ、現在では、海洋関連産業（水産、造船、海運等）の担い手育成、平成 31 年度から始まる香川県との大型実習船の共同運航等、県立津久見高等学校海洋科学学校を取り巻く状況が大きく変わってきた。また、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和 36 年法律第 188 号)の一部改正により、本校の生徒の収容定員が 240 人を下らないものとする規定が削除された。

海洋関連産業に関わる人材の育成、共同運航に向けての危機管理対応、学校の体制強化等喫緊の課題に対応するため、県立津久見高等学校海洋科学学校を廃止し、新たに本校を設置する。

- (2) 「高校改革推進計画 後期再編整備計画」に基づき、県立別府青山高等学校及び県立別府羽室台高等学校は、別府市立別府商業高等学校とともに統合し、新たに県立別府翔青高等学校を平成 27 年 4 月に開校（設置は平成 26 年 10 月）した。

これに伴い、県立別府青山高等学校及び県立別府羽室台高等学校の生徒の募集を平成 27 年度から停止した。

生徒募集を停止した当該 2 校については、在籍している生徒への配慮として、平成 26 年度以前に入学した生徒が卒業するまでの間存続することとしていたが、平成 29 年 3 月をもってこれらの生徒が卒業するため、今回県立別府青山高等学校及び県立別府羽室台高等学校を廃止する。

### 3 施行期日

- (1) 大分県立海洋科学高等学校の設置 平成 29 年 1 月 1 日
- (2) 大分県立別府青山高等学校、大分県立別府羽室台高等学校及び大分県立津久見高等学校海洋科学学校の廃止 平成 29 年 4 月 1 日

## 学校職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について

### 1 改正の理由

県立津久見高等学校海洋科学学校を廃止し、新たに「県立海洋科学高等学校」を設置することに伴い、規定を整備する必要が生じたもの

学校新設（平成 29 年 1 月 1 日施行）

・大分県立海洋科学高等学校

\*平成29年4月開校に向けた生徒募集・入試関係事務等のため、  
平成29年1月1日施行

学校廃止（平成 29 年 4 月 1 日施行）

・大分県立津久見高等学校海洋科学学校

\*平成29年4月に在籍者全員が新設校に転校するため、  
平成29年4月1日施行

### 2 改正の内容

第 5 条及び第 6 条中「大分県立津久見高等学校海洋科学学校」を「大分県立海洋科学高等学校」に改める。

### 3 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日

## 大分県立社会教育総合センターの廃止について

### 1 提案理由

平成 27 年 10 月に策定された大分県行財政改革アクションプランに基づき、大分県立社会教育総合センター（以下、「センター」という。）を廃止する方向で検討を進めている。廃止した場合、その主要な業務は、大分県立図書館で引き続き行うとともに、センターに属する青少年の家は「大分県立青少年の家」に改編するもの。

### 2 目的・経緯等

#### (1) センターの目的

センターは、社会教育に関する事業を総合的に推進することにより、県民の学習に対する多様な需要に適切に対応するとともに、青少年の健全な育成を図り、もって社会教育の振興に資するために設置された。

#### (2) 大分県行財政改革アクションプランの内容（平成 27 年度策定）

センターは、設置後 29 年が経過し、市町村や民間の生涯学習講座が充実しており、県民の学習の場を県が直営で提供する必要性が薄れたことから、継続を要する事業の社会教育課への移管や民間委託と併せ、施設については廃止も含めた利活用のあり方について検討する。

#### (3) センターの廃止及び機能について

大分県行財政改革アクションプランに基づき、センターは廃止する。

廃止後の施設は、別府市へ譲渡する方向で協議中。

センターが担っていた機能の主なものは大分県立図書館へ引き継ぐ。図書館の持つ資料収集・提供、レファレンスサービスなどの機能に、センターの持つ研修・講座の実施、学習相談などの機能を加え、地域の発展を支える「知の拠点」として充実させる。

センターに属する香々地、九重両青少年の家は「大分県立青少年の家」に改編し、引き続き学校教育と連携しながら体験活動の充実を図る。

### 3 今後の予定

#### (1) 条例改正について

「大分県立社会教育総合センターの設置及び管理に関する条例」等の一部を改正する条例の議案を大分県議会平成 28 年第 4 回定例会に上程予定。

#### (2) 施行期日 平成 29 年 4 月 1 日

#### (3) 今後の予定

平成 28 年 12 月まで	別府市と譲渡に向けた協議
平成 29 年 3 月	関係規定の整備
同上	センターから図書館への移転
4 月	別府市へ譲渡

## 大分県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例の 制定について

### 1 制定理由

現在の埋蔵文化財センターは老朽化し、資料の収蔵等に困難が生じていることから、旧芸術会館を改修し、移転することとなった。移転後の施設は立地条件や広大な展示面積から、多くの県民の利用に供することができるため、地方自治法第 244 条第 1 項の「公の施設」として条例を制定するもの。

### 2 経緯等

( 1 ) 県内の埋蔵文化財の発掘調査等の業務を行う行政機関として、平成 16 年 4 月に大分市中判田（建物は旧大分職業訓練校（昭和 40 築）を利用）に設置された。

( 2 ) 建物の老朽化に伴い、出土品等資料の収蔵、整理等の作業が困難になったため、「大分県教育庁埋蔵文化財センターあり方検討会」（平成 26 年度設置）における検討結果等を踏まえ、平成 27 年 3 月末をもって閉館した旧芸術会館施設を改修し、移転することとなった。

( 3 ) 移転後の埋蔵文化財センターは立地条件に恵まれ、展示面積は 1,040 m<sup>2</sup>と全国屈指の広さを誇る。県民の利便性が向上し、出土遺物や調査記録の幅広い公開を通して、多くの利用に供する施設となることから、新センターを「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 30 条の「教育機関」及び「地方自治法」第 244 条第 1 項の「公の施設」として、条例に基づく施設としたい。

### 3 今後の予定

( 1 ) 施行期日 平成 29 年 4 月 1 日

( 2 ) 今後の日程案

28 . 1 2	旧芸術会館改修工事完成予定
29 . 1	利用方法等に係るパブリックコメント実施
29 . 2	展示作業及び現センターからの移転作業
29 . 3	関係規程の整備（管理規則、利用規則等）



# 平成 28 年度 第 16 回高校生ものづくりコンテスト全国大会 結果報告

平成 28 年 11 月 13 日 ( 日 ) 北海道会場

## 【電子回路組立部門】

**最優秀賞** 大分県立鶴崎工業高等学校 電気科 3 年 みやざき やすひろ  
宮崎 恭寛

( 参考 ) 優秀賞 愛媛県立松山工業高等学校 情報電子科 3 年  
3 位 札幌国際情報高等学校 理数工学科 2 年



競技の様子



閉会式の様子

## 【化学分析部門】

**3 位** 大分県立大分工業高等学校 工業化学科 2 年 こだま  
兒玉 ひかり

( 参考 ) 最優秀賞 岡山県立岡山工業高等学校 化学工学科 3 年  
優 秀 賞 兵庫県立姫路工業高等学校 工業化学科 3 年



競技の様子



閉会式の様子

## 【概要】

各地区大会で 1 位の選手が全国大会に出場 ( 開催県においては開催県枠で 1 名出場できる )

地区大会 : 北海道、東北、関東、北信越、東海、近畿、中国、四国、九州

競技部門 : 7 部門 ( 化学分析、木材加工、電気工事、電子回路組立、旋盤作業、自動車整備、測量 )

# 高校生ものづくりコンテスト全国大会 競技概要

## 電子回路組立

「制御プログラム」をプログラミングすることにより目的の動作をするシステムを完成させ、プログラミング技術・組み立て技術や設計力を競う。

競技時間 2時間30分

<作業内容>

入力回路の設計・製作

出題される課題に基づいて、入力回路の設計・製作を行う。この時、抵抗やスイッチなどの電子部品を効率よく配置するなどの回路設計技術や、ハンダ付けの技能が必要になる。



<参考>九州大会時に作成した入力回路

プログラムの作成

出力回路に設置されているスピーカやモータなどを、課題の条件に従い作動させるプログラムを作成する。(課題は7問出題 プログラムは約2,000行となる)

## 化学分析

試料水中に含まれているCa(カルシウム)とMg(マグネシウム)の量から、その水の硬度を求める競技。測定結果の正確さや技術度等を競う。

競技時間 2時間30分

<作業内容>

試料水中のCa(カルシウム)とMg(マグネシウム)の含有量を測定するため、測定用の標準溶液を調製する。

メスフラスコやビュレットなどのガラス器具を用いて滴定を行い、溶液の色変化により滴下量を確認する。実験結果をもとに、試料水中の含有量を計算し報告書を作成する。

